

～新型コロナウイルス感染症緊急対応事業者等支援事業～
八王子市テナント家賃緊急支援金(第2回)

新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少により、テナント家賃の支払いが大きな負担となっている市内の中小事業者等の皆さまの事業継続を支援します。

* 八王子市テナント家賃緊急支援金(第1回)から対象・支援月数を拡大しました。

交付要件

以下のすべてに該当している事業者等

- ・市内に事業所を有する法人または個人事業主であること
- ・建物(テナント)の賃料を支払っていること
- ・令和2年(2020年)3月末までに開業していること
- ・売上が前年同月比で減少していること
- ・市税の滞納がないこと
- ・公序良俗に反する営業でないこと
- ・暴力団、暴力団員その他反社会的勢力及びそれらと関係がないこと
- ・事業を継続する意思のある事 など

補助額

①テナント家賃緊急支援金(第1回)の支給を受けた事業者
最大15万円(月額5万円×3か月)

※令和2年(2020年)7月～9月のテナント家賃が対象です。

②テナント家賃緊急支援金(第1回)の支給を受けていない事業者
最大30万円(月額5万円×6か月)

※令和2年(2020年)6月～11月のテナント家賃が対象です。

受付期間

令和2年(2020年)10月1日(木)～令和2年(2020年)12月28日(月)まで

※当日消印有効

問い合わせ先

八王子市緊急支援金専用コールセンター
☎0570-200-398(午前9時～午後5時、土日祝日除く)



申請の流れ

① 交付対象となることの確認
(この要領及びフローチャートでご確認ください。)



② 提出書類の準備・作成

<テナント家賃緊急支援金(第1回)の交付を受けた方>

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 交付申請書兼請求書(第1号様式) | ④ 賃料を支払ったことがわかる書類 |
| ② テナント家賃緊急支援金(第1回)の交付決定通知書 | ⑤ 通帳(振込先口座の確認できる書類) |
| ③ 建物(テナント)の賃貸借契約書 | ⑥ 宣誓書(第4号様式) |

①⑥以外は、写し(コピー)を提出

<テナント家賃緊急支援金(第1回)
の交付を受けていない方>

※ 中小企業・個人事業主

- ① 交付申請書兼請求書(第1号様式)
- ② 法人の登記事項証明書または住民票の写し
- ③ 法人税または所得税の確定申告書(直近分)
- ④ 売上高等の減少が確認できる書類
- ⑤ 建物(テナント)の賃貸借契約書
- ⑥ 賃料を支払ったことがわかる書類
- ⑦ 通帳(振込先口座の確認できる書類)
- ⑧ 宣誓書(第4号様式)

①⑧以外は、写し(コピー)を提出

<テナント家賃緊急支援金(第1回)
の交付を受けていない方>

※ 会社以外の法人

- ① 交付申請書兼請求書(第1号様式)
- ② 法人の登記事項証明書
- ③ 法人税確定申告書(直近分)
- ④ 国の家賃支援給付金の給付通知
- ⑤ 建物(テナント)の賃貸借契約書
- ⑥ 賃料を支払ったことがわかる書類
- ⑦ 通帳(振込先口座の確認できる書類)
- ⑧ 宣誓書(第4号様式)

①⑧以外は、写し(コピー)を提出



各書類について詳しくは⇒

③ 書類を提出

郵送にて以下の宛先へご提出ください。(切り取ってご使用ください。)

〒190-0023

東京都立川市柴崎町2-12-24 MK立川南ビル3階
八王子市事業者支援事務局(株式会社JTB多摩支店)
八王子市テナント家賃緊急支援金(第2回) 係

※簡易書留など郵便物の追跡可能な手段での送付を推奨しています。

※提出した書類は返却できません。

※提出書類のコピーをお取りください。後日事務局より内容確認のご連絡をする場合があります。

提出書類注意事項

★提出書類に不備があると支援金の交付が遅れます。必ずご確認ください★

<テナント家賃緊急支援金(第2回)交付申請書兼請求書(第1号様式)>

テナント家賃緊急支援金
(第1回)の交付を受けた
事業者

記入例①を参照

テナント家賃緊急支援金
(第1回)の交付を受けてい
ない中小企業・個人事業主

記入例②を参照

テナント家賃緊急支援金
(第1回)の交付を受けてい
ない会社以外の法人

記入例③を参照

<その他の添付書類>

◎ 建物(テナント)の賃貸借契約書

- ・原則、全ページコピーしてください。(契約書が10ページ超の場合はご相談ください)
- ・現在有効な契約であるか契約書上で確認できない場合、契約書上の賃借人と現在の賃借人(申請者)が異なる場合などは、別途提出する書類があります。

◎ 賃料を支払ったことがわかる書類

- ・補助対象の月数分必要です。(6~11月分家賃が対象の場合、6か月分の書類が必要です。)
- ・賃料を支払ったことがわかる書類の例
領収書、通帳の引落履歴、振込明細書など

◎ 通帳(振込先口座の確認できる書類)

- ・支援金の振り込みをする口座情報が確認できる部分をコピーしてください。(通常、通帳の見開き1ページ目)
- ・通帳がない場合は、口座情報を出力したもの(インターネットバンキングの場合)やキャッシュカードのコピーを提出してください。

◎ 宣誓書(第4号様式)

- ・必ず提出してください。提出がない場合は、申請を受け付けできません。

◎ テナント家賃緊急支援金(第1回)の交付決定通知書

- ・テナント家賃緊急支援金(第1回・7~8月実施)の交付決定通知書のコピーを提出してください。

◎ 法人の登記事項証明書または住民票の写し

- ・3か月以内の日付のものを提出してください。
- ・コピーの提出で可です。
- ・登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」を出力した資料での提出も可です。ただし、照会番号が記載され、有効期間内のものに限りです。
- ・住民票の写しは、本人のみ、続柄・本籍・住民票コード等を省略したものを提出してください。

◎ 法人税または所得税の確定申告書(直近分)

- ・税務署の受付印または電子申告の受信通知があるページのコピーを提出してください。(青色申告会、税理士等の受付印でも可)

◎ 売上高等の減少が確認できる書類

- ・今年の売上と前年の売上(同月)が比較できる資料を提出してください。(売上帳簿、月別売上表など)

◎ 国の家賃支援給付金の給付通知

- ・国の家賃支援給付金の申請をした場合は、給付通知のコピーを提出してください。

よくあるご質問

Q.対象となる事業者は？

A.中小企業基本法に規定する中小企業者の他、同規模の医療法人、NPO法人、一般社団法人などの法人も対象となります。ただし、国の家賃支援給付金の給付対象外とされている法人(宗教法人、政治団体など)は対象となりません。

Q.フランチャイズ契約のため賃貸借契約は締結していません。対象となりますか？

A.実際に施設(テナント)を使用・収益をしていて、国の家賃支援給付金の給付通知を受けている場合は、対象となります。

Q.自宅で事業をしている場合は対象となりますか？

A.事業所得として確定申告を行い、経費として「地代家賃」を計上していれば対象となります。事業に係る部分の割合等を示した資料を併せて提出してください。

Q.今年創業しました。対象となりますか？

A.令和2年(2020年)3月末までに創業していれば対象となります。開業届出書(税務署の受付印のあるもの)の写しを提出してください。

* 個人事業主の場合

Q.土地のみ賃借しています。対象となりますか？

A.土地のみの賃借の場合は対象となりません。(駐車場、建物所有の場合など)

Q.国や東京都の家賃支援制度との併用は可能ですか？

A.家賃支援給付金(国)や東京都家賃支援等給付金(都)との併用は可能です。ただし、給付の基準上限額を超えると減額される場合があります。

注意事項

- ・テナント家賃緊急支援金(第2回)の交付は1事業者あたり1回限りです。
- ・市税の滞納がないことが交付要件となります。申請前に、市税の納付についてご確認ください。